主 文

本件申請を却下する。 申請費用は申請人の負担とする。

> 玾 由

当事者の求めた裁判 第一

申請の趣旨

被申請人は、左記事項に関し、申請人および申請人が委任する者と誠実に団体 交渉せよ。

- 七月からの賃上げの件
- 業務上疾病に対する処置
- 有給休暇に関する件祝祭日を休日にする件 (三)
- (四)
- (五) 唯一交渉権等労使関係に関する件
- 申請費用は被申請人の負担とする。
- 申請の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

申請の理由の要旨

- 被申請人は、マスコミ業界の業界新聞社であるところ、同社には昭和二三年以 降労働組合が存在しなかつた。
- A(以下、Aという。)およびB(以下、Bという。)を含む二名以上の被申 請人の従業員は、昭和四九年七月二二日、執行委員長をA、書記長をBとする申請 人組合(以下単に組合ともいう。)を結成し、同日、全国専門新聞労働組合協議会 (以下、全労協という。)に加盟すると同時に、団体交渉権を委任した。
- 3 同年七月二三日組合は、全労協の代表とともに被申請人に対し、組合の結成通告をなし、申請の趣旨第1項記載の五項目の要求(以下、本件五項目の要求という。)を記載した文書を手渡して団体交渉を求めたところ、拒否された。その後、 数回にわたり組合および全労協が、被申請人に対し団体交渉を求めたが、同年八月 - 日、AおよびBのみが出席する団体交渉が一時間の制限で行われたのみで、右団 体交渉前に、申請人の組合員だけとの団体交渉および一時間の時間制限を前例とし ないことを確約していたのにもかかわらず、被申請人は、以後これを守らず、かつ 「組合の主旨を言え」「組合員の氏名を明らかにしろ」「上部団体とは会わない」 などというような不当な発言をなし、更に団体交渉の引き延ばしを画策するなどして、正当な理由なく団体交渉を拒否しているものである。
  4 憲法二八条および労働組合法七条二号により、労働者は、使用者が正当な理由なる日本を選択している。
- なく団体交渉の申入れを拒否した場合は、使用者に対し、具体的団体交渉請求権を 取得するものというべきところ、被申請人は、前記のとおり正当な理由なく申請人 らの団体交渉の申入れを拒否しているものであるから、申請人は具体的団体交渉請 求権を取得したものである。
- 早急な解決を要する本件五項目の要求につき、誠意ある団体交渉が行なわれる 見通しが全くないので、このままでは前記の団体交渉請求権の実現を期し得ず、労 働組合の重要な機能を侵害されることになるので、仮処分の必要性がある。
- 申請の理由の要旨に対する答弁
- 1 申請の理由の要旨1の事実は認める。
- 同2の事実のうち、AおよびBが被申請人の従業員であることは認めるが、そ の余の事実は争う。
- 3 同3の事実のうち、Aらが組合を結成したと称して団体交渉の申入れをしてきたことがあることおよび八月一日に団体交渉をしたことがあることは認めるが、その余の事実は争う。
- 同4、5は争う。
- 被申請人の主張の要旨
- 以下に述べるとおり、申請人の本件申請はその理由がないものである。
- 申請人組合は、企業内組合であると称しているが、その組合員は被申請人の従 業員約四〇名中、AとBの二名のみであつて、いまだ社団的性格を有している団体

としての組合が結成されているものということはできないから申請人は団体交渉請求権を有しない。

- 2 仮に労働組合が結成されているとしても、憲法二八条および労働組合法七条をもつて、労働者が使用者に対して具体的団体交渉請求権を取得する根拠とすることはできないというべく、他に、右請求権を取得する法律上の根拠はない。
- 3 使用者が団体交渉義務を私法上の債務として負担するためには、その内容たる給付が特定ないし一定しなければならないところ、団体交渉応諾の仮処分は、本件申請の趣旨のように主観的要素たる「誠実に」なる文言を仮処分命令の内容に持ち込むことになるほか、「団交に応ずる」という点についても、それは相手方の態度や諸般の事情を勘案して理解すべきであるから問題があり、結局、団体交渉応諾を求める仮処分は、仮処分制度そのものになじまないものというべく許されないものである。
- 4 仮に申請人に具体的団体交渉請求権があるとしても、被申請人は団体交渉を拒否していない。すなわち、被申請人は、昭和四九年八月一日に組合と団体交渉をしたほか、その後も何回となく組合と予備的折衝を重ね、団体交渉の事前準備として、その日時、場所、出席者等の決定、団体交渉の議事録の作成を提案し、平穏裡に団体交渉をなすよう申請人に対し求めたのであるが、申請人は、予備折衝での合意を待たずに、一方的に自己の決めた条件で団体交渉をなすよう要求するほか、社内に、上部団体と称する多数の部外者を無断で乱入させ、罵詈雑言を浴びせるなどして、強引に自らの主張を押しつけようとしたのである。
- 5 仮に被申請人に団体交渉拒否に当る事実があるとしても、右団体交渉の拒否には次のような正当理由があるものである。すなわち、申請人は、上部団体と称する全労協の団体交渉参加を要求するが、申請人は全労協の組織や役員を明らかにしないため、これがいかなる団体か不明であるうえ、全労協に所属すると称する者達は、昭和四九年七月二三日の組合結成通告の際のみならず、その後同年八月一日、同月八日、同月二九日にも社内への無断乱入、業務妨害、C主幹(以下、C主幹という。)のつるしあげ等の行動をとつた。したがつて、このような団体の参加のもとでは平穏裡に誠実なる団体交渉を行なうことは不可能であつたものである。第三 当裁判所の判断
- 一 被申請人が、マスコミ業界の業界新聞社であること、被申請人には昭和二三年 以降労働組合が存在しなかつたことおよびA、Bの両名が被申請人の従業員である ことは、いずれも当事者間に争いがない。
- 二 本件疎明資料によれば、次の各事実が疎明される。
- 1 A、Bの両名は、昭和四九年七月二二日、執行委員長をA、書記長をBとする申請人組合を結成し(申請人は、右両名以外にも組合員がいると主張するが、それを認めるに足りる疎明はない。)、同日、全労協に加盟し、団体交渉権を委任した。
- 3 同年七月二五日午前九時半から一一時までD社長は社長室においてAと会い、同人に対し前記七月二三日の件について非難するとともに「外部の勢力を入れた団交は言いたいことも言えないから、諸要求については私と君の二人で審議していこう」「来週中に機会をつくるから話あおう」との旨提案し、ついで、同月二七日、同社長はAに対し、八月一日、新聞の発送終了後、一時間、社内の組合員とのみ団体交渉に応ずる旨口頭で伝達した。
- 4 同年七月二九日、被申請人は、労務担当役員にC主幹を任命したうえ、E出版

二部長(以下、E部長という。)を労務担当付に任命して、対組合の窓口とすることにし、組合との事務折衝を開始させることとした。ところで、同日朝、団交申入書が社長室の机上に置いてあったが、これはAが社長室に無断で入室して置いてつたものと考えられたので、早速E部長は、組合に対し団体交渉申入書の非常識し方を改めるよう申し入れ、ついで同月三一日Aと事務折衝を行ない、Aから引用一日に団体交渉を行なえとの申し入れを文書(右申入書には、一時間の交渉時間の交渉時間が出席者を申請人組合の執行委員二名とすることは前例としないと記書がある。)で受けたのに対し、E部長は・翌八月一日正午に「八月一日、発送終行といるのみにある」旨の被申請人の回答書の表に「第2000年においてのからずる」目の被申請人の回答書の表に「第2000年においてのからずる」目の被申請人の回答書の表に「第2000年においてのからずる」目の被申請人の回答書の表に「第2000年においてのからずる」目の被申請人の回答書の表に「第2000年にあります。」

6 同年八月二日、E部長は、Aから抗議文を渡されたが、右文書には「八月一日の団交における社長の発言、態度は実質的な団交拒否である。上部団体の団交参加を認めないのは不当労働行為である。組合と全労協が八月一日になした団交要求に対し、暴力的排除をなしたことは不当である」との記載のほか「八月六日午後六時に団交をせよ」との申し入れも記載されていた。

7 同年八月六日夕方、E部長はAと事務折衝を行ない、その際、同部長は「話し合いは積み重ねだから第二回団交の日時の設定は、八月一日の第一回団交の議事録を作成してから話し合おう」と提案したところ、Aは「第一回の交渉は実質ゼロだから議事録作成の必要はない」と主張し結論がでなかつた。

- 8 同年八月八日午前一一時五〇分頃から午後一時一五分頃まで、突然、赤旗を持つた四〇人余りの者(主として全労協所属の者と思われる。)が集結し、会社の玄関内に坐り込み、スピーカーを使うなどしてアジ演説を行なつたが、A、Bの両名はこれらの者と行動を共にしていた。
- 9 同年八月九日、E部長はAから「八月一四日までに団交をせよ。右諾否の回答は八月一二日までにせよ」との申入書を受け取つたが、八月一二日は同部長が仙台出張の予定であつたため、次回の事務折衝を八月一三日夕方にすることで合意した。
- 10 同年八月一二日正午すぎから午後一時頃まで、全労協所属と思われる三名の者が、会社玄関内の階段に陣取り、A、Bの両名と共に、C主幹に執拗に面会を求め、自己の要求を繰り返した。
- 11 同年八月一三日夕方、E部長とAは事務折衝をなし、同部長が、第一回団交の議事録作成を重ねて提案したところ、Aは、第二回団交の日時が設定されるなら議事録の作成に応じてもよいと述べた。同日、被申請人は組合に対し「業務に関係ない者の立ち入りを禁止する」旨の申し入れを文書で行なった。
- 12 同年八月二〇日午前一〇時一五分頃、Aより団交申入書を渡されたE部長は、就業時間中に組合に関する言動をされたら困るということと、全労協名義の文書であるということで、右文書の受け取りを拒否し、これを返却した。

13 同年八月二三日夕方、E部長とAは事務折衝をなし、その際、同部長が「来週は東北地方へ出張があるため、事務折衝の窓口は一週間閉鎖する」「次回の団交は議事録の作成が先決である」旨述べたところ、Aは「それではC主幹と話しを続けたい」「会社が団交の引き延ばしをはかるなら、今後はゲリラ戦法を含む行動のエスカレートもある」と述べ、別れ際に、八月二八日に団交をせよとの申入書を同部長に渡した。

15 同年九月一三日午前八時二〇分すぎころ、玄関が開くとまもなく、A、Bの両名の他、約一〇数名の者(全労協所属と思われる。)が社内に入ったため、D社長は車庫の方から社外へ出ようとしたが、追いつかれて車庫にとじこめられるさり、同所に入った者達は口々に「社長出てこい」「殺しやしねえよ。さ浴とこった。この状態は午前九時すぎまで続いたが、警察官の誘導でようやく同社を繰り返った。この状態は午前九時すぎまで続いたが、警察官の誘導でようやく同社を繰り返ったのち午前一〇時すぎころ、社外に退去したが、その少し前頃、その中のリると思われる者は社長に対し「お前ががんばるなら、こうして何度でも来ていると思われる者は社長に対し「お前ががんばるなら、こうしても、前記のような全労協所属と思われる者達の会社への無断立ち入り行為等が続いていた。

三 以上の各事実をもとに検討するのに、A、Bの両名および全労協所属と思われる者達が、組合の結成通告の際以降になした言動のうち、とくに前記2、5、8、1 4 および 1 5 の言動は、申請人の団交申し入れに対する被申請人の態度と対比てみても、行き過ぎの感を免れず、穏当さを欠くものといわざるをえない。それでも、行き過ぎの感を免れず、穏当さを欠らかにしないこと(申請人は、本件の団体交渉の場に出席しようとする全労協(この団体がは、を要求するに際し、団体交渉の場に出席しようとする全労協(この団体がなるものであるかについても、申請人が被申請人に対し納得のいくよう説明をものであるかについても、申請人が被申請人に対し納得のいくよう説明をものであるかについても、申請人が被申請人に対し納得のよう説明を支援としては前記のとおりであるが、これらも、相手方に誠実なる団体交渉を求めましては相当なものであるとはいえない。そうすると、以上のようなもとにおける申請人の被申請人に対する団体交渉請求権の行使は信義則に反し、許さにおける申請人の被申請人に対する団体交渉請求権の行使は信義則に反し、許されないものというべきである。

そうとすれば、その余の点につき判断するまでもなく、申請人の本件申請はその

理由がないものであるから却下することとし、申請費用の負担につき、民事訴訟法 八九条を適用して、主文のとおり決定する。